

今月の言葉

見えないところをきれいにすると、見えるところが光ります！

管理部

傷病手当金の支給について

健康保険に加入している方は、病気やケガで会社を休んだときに「傷病手当金」が支給されます。

病気休業中は会社から給料がもらえないため、被保険者とその家族の生活を保障するための制度です。支給額は1日あたり給料の約6割が支給されます。傷病手当金は下記の条件をすべて満たした時に支給されます。

- ① 業務外による理由の病気やケガによる療養のための休業であること
- ② 4日以上続けて仕事に就けなかったこと
- ③ 休業した期間についての給与の支払いがないこと

上記の条件については、医師や会社の証明が必要になります。自分の判断で勝手に休みを取っても支給されませんので、事前に担当者や伸栄事務所に確認をしてください。



しんえい保育園発表会が開催されました

2018年2月3日(土)13回目の発表会がUホールにて開催されました。当日は60名の園児が、歌や楽器そして遊戯・和太鼓を元気いっぱい発表してくれました。300名を超えるお客様からも演目ごとに大きな拍手を頂き、心温まる発表会となりました。



個人賠償責任補償について

最近では自転車事故で相手を死亡させてしまったり、ケガを負わせたりして高額賠償に至るケースも増えていきます。自分が自転車に乗らなくても、自分の子供が起こした自転車事故については保護者が賠償責任を負うことになります。このような事から個人賠償責任補償特約を付帯している自動車保険、火災保険、傷害保険等に参加している方も多いかと思いますが、ここで注意したいのが、示談交渉代行サービスがついているかどうかです。個人賠償責任補償特約には示談交渉代行が無い一部保険会社や共済もあります。その場合「法的に妥当な賠償かどうか」等は当事者同士で話し合わなければなりません。契約者の知識不足や時間をカバーしてくれる示談交渉付きの個人賠償補償をお勧めします。契約時に確認をしてみてください。



確定申告のお知らせ

今年も確定申告が下記のとおり実施されます。この期間は、税務署内には確定申告会場を設けておりません。開設している日は基本的に平日ですが、一部日曜日も開設しております。確定申告の必要な方は、仕事に影響のない日曜日に行くようにしましょう。マイナンバーが必要になるかもしれません。通知カードや個人番号カードも忘れずにお持ちください。

会場 アクトシティ浜松 展示イベントホール
(浜松市中区中央3-12-1)

開設期間 2月16日(金)~3月15日(木)

※2月18日・2月25日の日曜日に限り、開設しています。

受付時間 午前9時~午後4時

